

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
1 かんがい排水事業		1 かんがい排水事業	
（1）一般かんがい排水事業		（1）一般かんがい排水事業	
ア ため池又は排水施設に係る事業	工事費の100分の10に相当する額	ア ため池又は排水施設に係る事業	工事費の100分の10に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
イ ア以外の事業	工事費の100分の15に相当する額	イ ア以外の事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
（2）水田営農活性化排水対策特別事業	工事費の100分の15に相当する額	（2）水田営農活性化排水対策特別事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
（3） <u>基幹水利施設ストックマネジメント事業</u>	工事費の100分の15に相当する額	（3） <u>基幹水利施設補修事業</u>	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
2 畑地帯総合整備事業		2 畑地帯総合整備事業	
（1）担い手育成畑地帯総合整備事業	工事費の100分の15に相当する額	（1）担い手育成畑地帯総合整備事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額

(2) 畑地帯総合整備事業(弓浜地区)	工事費の100分の7.5に相当する額	(2) 畑地帯総合整備事業((3)に掲げるものを除く。)	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
(3) 畑地帯総合整備事業(名和2期地区及び中山2期地区)	工事費(県営開墾建設附帯事業(大山地区)で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。)の100分の15に相当する額	(3) 畑地帯総合整備事業(弓浜地区)	工事費の100分の7.5に相当する額及び事務費の100分の7.5に相当する額の合算額
(4) 畑地帯総合整備事業((1)から(3)までに掲げるものを除く。)	工事費の100分の15に相当する額		
3 経営体育成基盤整備事業		3 経営体育成基盤整備事業	
(1) 振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯において行う事業	工事費の100分の10に相当する額	(1) 振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯において行う事業	工事費の100分の10に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
(2) (1)以外の事業	工事費の100分の12に相当する額	(2) (1)以外の事業	工事費の100分の12に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
4 中山間地域総合整備事業	工事費の100分の5に相当する額	4 中山間地域総合整備事業	工事費の100分の5に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
5 農地開発事業		5 農地開発事業	
(1) 附帯土地改良工事を併せて行う事業	工事費の年度別負担割合に相当する額から100分の7に相当する額を控除した額	(1) 附帯土地改良工事を併せて行う事業	工事費の年度別負担割合に相当する額から100分の7に相当する額を控除した額及び事務費の100分の18に相当する額の合算額
(2) (1)以外の事業	工事費の100分の10.5に相当する額	(2) (1)以外の事業	工事費の100分の10.5に相当する額及び事務費の100分の18に相当する額の合算額
6 ため池等整備事業		6 ため池等整備事業	
(1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業	工事費(北栄町桜池における事業にあつては、当該工事費から当該事業に係る地域において施行する県道の工事に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を	(1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業	工事費(北栄町桜池における事業にあつては、当該工事費から当該事業に係る地域において施行する県道の工事に要する費用(以下この項において「補償費

	除いて得た額)の100分の6に相当する額		用」という。)のうち工事費に係る部分の費用を除いて得た額)の100分の6に相当する額及び事務費(北米町桜池における事業にあっては、当該事務費から補償費用のうち事務費に係る部分の費用を除いて得た額)の100分の11に相当する額の合算額
(2) 緊急整備地区において行う大規模の老朽ため池等整備事業	工事費の100分の4に相当する額	(2) 緊急整備地区において行う大規模の老朽ため池等整備事業	工事費の100分の4に相当する額及び事務費の100分の14に相当する額の合算額
(3) (2)以外の地域において行う大規模の老朽ため池等整備事業及び土砂崩壊防止事業	工事費の100分の9に相当する額	(3) (2)以外の地域において行う大規模の老朽ため池等整備事業及び土砂崩壊防止事業	工事費の100分の9に相当する額及び事務費の100分の14に相当する額の合算額
7 中山間地域総合農地防災事業	工事費の100分の1に相当する額	7 中山間地域総合農地防災事業	工事費の100分の1に相当する額及び事務費の100分の11に相当する額の合算額
8 公害防除特別土地改良事業		8 公害防除特別土地改良事業	
(1) 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う附帯事業		(1) 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う附帯事業	
ア 客土事業	工事費の100分の10に相当する額	ア 客土事業	工事費の100分の10に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の100分の10に相当する額の合算額
イ ア以外の事業	工事費の100分の15に相当する額	イ ア以外の事業	工事費の100分の15に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の100分の15に相当する額の合算額
(2) (1)以外の地域において行う附帯事業		(2) (1)以外の地域において行う附帯事業	
ア 客土事業	工事費(全体実施設計費	ア 客土事業	工事費の100分の12に相当

イ ア以外の事業	を除く。)の100分の12に相当する額及び全体実施設計費の100分の10に相当する額の合算額 工事費(全体実施設計費を除く。)の100分の17に相当する額及び全体実施設計費の100分の15に相当する額の合算額
9 田園空間博物館整備事業 (1) ほ場整備に係る事業 (2) 農業用排水施設整備事業及び農道整備事業	工事費の100分の15に相当する額 工事費の100分の20に相当する額
10 特定農業用管路等特別対策事業	工事費の100分の5に相当する額

備考

1 この表において、「工事費」とは事業に要する経費のうち、純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費その他事務費を除くすべての経費をいう。

- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

様式第1号(第3条関係)

分担金減免(徴収猶予)申請書

職 氏 名 様

下記のとおり分担金の減免(徴収の猶予)を受けたいので、申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

記

イ ア以外の事業	する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の100分の10に相当する額の合算額 工事費の100分の17に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額の100分の15に相当する額の合算額
9 田園空間博物館整備事業 (1) ほ場整備に係る事業 (2) 農業用排水施設整備事業及び農道整備事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額 工事費の100分の20に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額

備考

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略

様式第1号(第3条関係)

分担金減免(徴収猶予)申請書

職 氏 名 様

下記のとおり分担金の減免(徴収の猶予)を受けたいので、申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

記

1 減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額等

事業名	地区名	工事費	分担金の額	減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額	徴収猶予期間	備考
					年 月 日 から 年 月 日 まで	

2 略
注 略

1 減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額等

事業名	地区名	区分	事業費	分担金の額	減免（徴収猶予）を受けようとする分担金の額	[徴収猶予期間]	備考
		工事費 事務費				年 月 日 から 年 月 日 まで	
		計					

2 略
注 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前において県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る分担金のうち平成21年度以前分として徴収される分担金については、改正後の鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。